

# 多摩市市制施行 50 周年記念事業基本方針

平成 30 年 1 月 企画政策部企画課

# 1 市制施行 50 周年に向けて

多摩市は、昭和 46 年（1971 年）11 月 1 日に誕生し、平成 33 年（2021 年）11 月 1 日に市制施行 50 周年を迎えます。

多摩丘陵に広がる多摩市は、高度経済成長期におけるニュータウン開発により、新しく多摩をふるさととして移り住んで来た住民と、それ以前から多摩をふるさととしてきた住民が、この 50 年をともに歩み、ともにコミュニティを育み続け、他に類を見ない急速な発展をとげてきました。

この記念すべき市制施行 50 周年を、これまで市民が築きあげてきた、多摩の歴史を大切にしながら、これからの未来に向け、成熟した都市としてさらなる発展が遂げられるよう、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国人等あらゆる市民が主人公として、それぞれが生きてきた証（ドラマ）を表現し、将来の多摩市民にこのまちの歴史のバトンを引き継ぎ、「ふるさと多摩」への誇りや愛着が醸成される記念事業にオール多摩市で取り組み、「いつまでも住み続けたいまち」の実現につなげます。

## 2 基本理念

市制施行 50 周年という大きな節目を、全市をあげて祝うとともに、歴史や文化、市民が築き上げてきた功績を見つめ直し、将来の明るいまちづくりのために、このまちに誇りを持ち、まちを愛する心をさらに深める機会とします。

市民をはじめ、地域、民間企業、各種団体、行政等、ともにまちづくりに関わるさまざまな主体が連携を行い、活力と創造性に満ち溢れ、光り輝く本市の未来を展望し、更なる飛躍・発展に向かい躍動する契機とするため、市制施行 50 周年記念事業を実施します。

## 3 実施方針

基本理念を踏まえ、以下の実施方針に基づいて記念式典、記念事業及び記念誌刊行からなる事業（以下「記念事業等」という。）を実施します。

- (1) 地域の魅力、歴史、文化を生かしながら、まちの価値をさらに高める
- (2) 市民が主体となり、人との交流を深め、つながりを深める
- (3) 本市の魅力を広く国内外に向けて発信する
- (4) 「ふるさと多摩」への誇りと愛着心を高め、その思いを未来へ引き継ぐ
- (5) 次世代を担う子どもたちの夢や希望を育む

## 4 実施期間

記念事業等は、市制施行 50 周年の記念日である、平成 33 年 11 月 1 日を含める平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 1 年間を基本とし、各種事業を展開します。

なお、記念事業等を効果的に盛り上げていくため、平成 32 年度から広報や各種事業を実施していきます。

## 5 記念事業等の実施内容

記念事業等については、記念式典と記念事業及び記念誌刊行事業により構成するものとします。  
 なお、各部署の役割については、今後、整理します。

- 《事業の構成》
- 記念式典（市制施行 50 周年記念式典等）
  - 記念事業 例：各冠事業やロゴマーク立案等の市主催事業  
 市民事業  
 市民提案事業  
 広報・PRを行うシティセールス事業
  - 記念誌刊行事業（多摩市市制施行 50 周年記念誌）

1

### 記念式典

市制施行 50 周年の大きな節目を祝う行事として記念式典を行います。

2

### 記念事業

記念事業は、市民をはじめ、地域、民間企業や団体、行政等が連携し、全市をあげて祝うことのできる事業内容を検討・決定し実施します。

例：キャッチフレーズやロゴマーク等の立案や各冠事業を行う「主催事業」

市民が中心となり企画・実施される「市民事業」

市民団体や地域、企業等が実施し、市が後援・共催などの支援を行う「市民提案事業」

また、広報・PRとして、ポスター・チラシ等の印刷物や各種媒体を使った情報発信を行い、市制施行 50 周年の周知と事業参加への機運を高め、市のイメージアップにつながる「シティセールス」事業を実施します。

3

### 市制施行 50 周年記念誌刊行事業

ふるさと多摩の歴史の貴重な資料を、市民の財産とし後世に伝えるとともに、今後の多摩市のまちづくりを考えていくための布石とするため、市制施行以降の多摩ニュータウンの変遷を中心とした、近現代史にスポットをあてた 50 周年記念誌を刊行します。

項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
記念誌準備委員会	→					
記念誌編集委員会		→	→	→	→	→
調査・収集・執筆・編集		→	→	→	→	→

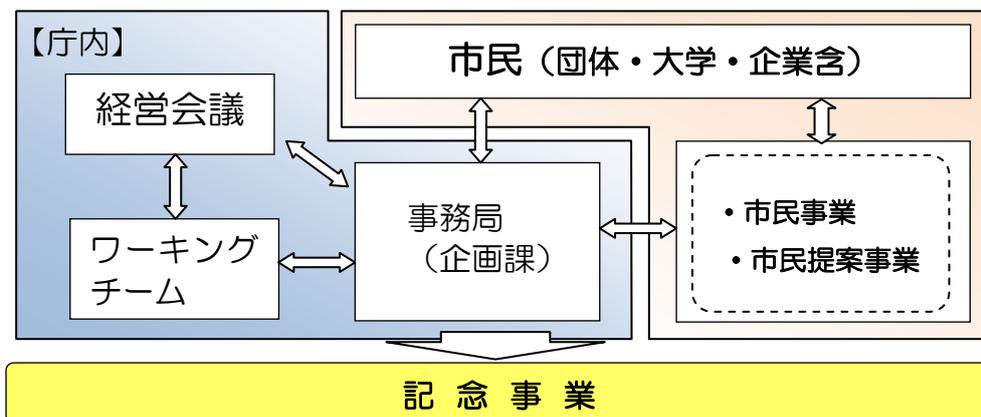
## 6 記念事業等の実施体制

各種実施事業内容の決定は、経営会議において行うこととします。

経営会議では、「記念式典」及び「記念事業」の事業内容の検討及び決定を行うこととします。

なお、「記念事業」の準備・実施に当たっては、事業を所管する各課等が中心となり、市民を交えた準備等が必要な場合は、それぞれ準備委員会や実行委員会等の設置を検討することとします。

《体制図》



1

### 経営会議

記念事業等の内容については、経営会議に付議することとします。

役割…基本方針の決定、及び記念事業等の内容について決定すること

2

### 市制施行 50 周年記念事業ワーキングチーム設置

記念事業等の企画・立案を行うためワーキングチームを設置します。

①役割…記念事業等の内容を検討し経営会議へ報告、経営会議で決定された事業の実施

②構成…係長職以下の職員